

日立労基協だより

第11号

発行所
 日立市弁天町二丁目一番15号
 社団法人日立労働基準協会
 電話(0294)23-3431
 E-mail:roukikyo@jsdi.or.jp
 編集兼発行人 桜井 博

平成十七年度 日立地区安全衛生大会を開催

六月三日(金)日立労働会館において、平成十七年度の日立地区安全衛生大会が、事業者をはじめ安全衛生管理者等二五〇名の参加を得て、盛大に開催されました。

大会は野崎会長並びに日立労働基準監督署の細谷署長の挨拶から始まり、続いて協会長表彰として、労働災害防止活動をはじめ安全衛生管理の向上に務められた優良事業場三社と、協会事業に對し功勞のあつた三氏に對し、表彰状及び記念品の授与がなされました。

次に、日立労働基準監督署の山口第三方面主任監督官より「全国安全週間実施要綱」の説明がありました。小休止の後、事例発表として、日立電線(株)日高工場労働グループ主任の大島好夫氏から、「全員参加リスクアセスメントによるリスク低減」と題した発表をいただきました。本発表内容は、中央労働災害防止協会発行の月刊誌「働く人の安全と健康」に本年四月号から六月号にかけ連載されたもので、リスク低減に成果を上げられたすばらしい活動の発表でありました。続いて特別講演として、オフィスなかがわ代表の中川政雄氏から、「笑いと安全」と題した講演をいただきました。講演の要旨は、「ハンドルの遊びのあるごとく、心に遊び心をもつ。笑いのある明るい職場は活性化して成果が上がる。笑いは心の栄養素。笑いが安全な職場を生む。」という視点から、巧みな話術で参加者の笑いをさそつ中にも、心に残る意義深い講演でありました。大会の最後に満場一致で大会宣言を採択して盛会裡に閉幕しました。

平成十七年度

全国安全週間スローガン

「トップの決意とみんなの創造
 リスクを減らして進める安全」



細谷署長挨拶



野崎会長挨拶



特別講演 中川政雄氏

受賞者紹介

一、安全衛生優良事業場賞

- ・コロナ技術工業(株)茨城工場 (北茨城市)

- ・(有)小田倉製作所 (日立市)

- ・オート化学工業(株)北茨城工場 (北茨城市)

二、功労者賞

- ・後藤和夫氏 (技能講習講師)

- ・池田芳蔵氏 (技能講習講師)

- ・会沢 攻氏 (特別教育講師)

就任のご挨拶



(社)日立労働基準協会

会長 野崎 恭敬

本年度より、前任者の富山会長の後を受け継ぎ、当協会の会長を務めさせて頂くことになりましたので、紙面をお借りして、ご挨拶を申し上げます。

会員事業場の皆様には、平素より当協会の事業運営に際しましては、絶大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日立労働基準監督署のご指導と、会員皆様のご支援によりまして、各種事業が順調に実施できておりますことも、重ねて御礼を申し上げます。当協会は、関係法令に基づく安全衛生等の普及・啓蒙を目的に、技能講習、特別教育をはじめとして、安全衛生大会、各種研修会を計画的に実施しております。

特に、昨年度は、過去五年間で最高の二、八七六名の受講者を受け入れ、当協会の役割が、ますます重要性をましていること認識をしております。一方、当協会には、現在、六四一事業所に加入いただいておりますが、年々減少を続けており、当協会を取り巻く環境は、依然として厳しいものがございます。

また、一昨年の夏以降、全国各地で痛ましい事故が後を絶っていません。安全の基本の伝承不足を問題視する批評も出ております。日立労働基準監督署内においても、昨年七件、今年は三件の死亡災害が発生しており、全く予断を許さない状況にあります。

引き続き関係官庁のご指導を仰ぎながら、微力ながら、当協会の運営、発展に尽力してまいりたいと存じますので、会員事業場の皆様におかれましては、当協会に対するご指導、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

日立労働基準監督署長

細谷 克

平成十七年四月一日をもって日立労働基準監督署長を拝命しました。宜しくお願い申し上げます。

着任早々、日立労働基準協会の会長さんをはじめ、会員各位の皆様とお会いできる機会を得、温かく迎えて頂き、ありがたうございました。

本紙を拝借して、御礼申し上げます。

日立労働基準監督署は、二度目の任地であり、会員の皆様の中にも、以前にお会いした方がおられることと思います。

私事になりますが、これまで県内五署の署長を経験させて頂いており、過去の経緯からみても、当地に伺えるか些かの懸念はありましたが、こうして着任できましたことに、感慨深いものがあります。

これまで当署を預かっていた者とは、多少、印象が異なるかもしれませんが、労働基準行政を通して、微力ではありますが地域活動に協力して参りたいと存じますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

最後になりますが、労働基準行政に対し、会員各位の皆様、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。



(社)日立労働基準協会主催の優良従業員表彰式を、5月20日(金)ホテルサンガーデン日立において執り行いました。会員事業場から推薦いただいた優良従業員83名の方々に、会長より表彰状と記念品が授与されました。ご来賓の日立労働基準監督署長の細谷克様よりご祝辞をいただき、最後に、受賞者を代表して、(株)日立製作所日立事業所の井上博恭さんから謝辞が述べられ、表彰式は滞りなく終了いたしました。受賞された優良従業員は次の方々です。



謝辞を述べられる井上博恭さん

受賞者紹介

氏名	事業場	氏名	事業場
井上 博恭	(株)日立製作所日立事業所	鈴木 保則	共信T M(株)
今川 智正	(株)日立製作所日立事業所	仲野谷 勝弘	S M K(株)ひたち事業所
吉田 千秋	(株)日立製作所日立事業所	小針 静江	日和産業(株)
宮本 勉	(株)藤田木材	村松 正臣	共和運輸(株)
屋 庄司	極東製業工業(株)高萩工場	伊藤 博己	常陽電機工業(株)
玉川 次男	日立砥油(株)	吉田 豊	日立電線(株)日高工場
佐藤 元江	(株)田代工業所	小室 秀男	日立電線(株)日高工場
向井 修	(財)関東電気保安協会日立事業所	小野瀬 仁志	日立電線(株)電線工場
西山 恵子	(株)常陽銀行日高支店	福田 邦夫	日立化成工業(株)山崎事業所
海老原 敬一	日立土木(株)	小坪 勝一	ビーエフ工業(株)磯原工場
野田 春美	日紅スチールセンター(株)	橋岡 正明	関本開発(株)
益子 聖一	(株)ダイム共栄	福富 佳行	(資)日立工業所
沼田 勝	茨城電機工業(株)	細谷 金三	東京ガス(株)日立支社
村松 礼宇	(株)武蔵野化学研究所磯原工場	金沢 由美子	(株)高国工業
木内 智章	佐々木興業(株)	神谷 良成	(株)中村自工深川製作所
井坂 義明	日立酸素(株)	村上 哲也	(株)秋山工務店
井坂 精一郎	日興建設(株)	飛知和 章	(株)日鉦マテリアルズ磯原工場
田森 由美	K D D I(株)茨城衛星通信センター	大平 勝章	ミウ工業(有)
村田 勤二	多賀荷造(株)	豊田 利紀	アステラス製薬(株)高萩事業場
平子 康之	(株)ユーマック	大部 芳実	(株)コーヨー
磯前 まさ江	日立ポートサービス(株)	平野 泉	(株)日立物流東日本営業本部
鎌田 春雄	日鉦金属(株)日立工場	宇野 誠一	黒川建設(株)
加藤木 康子	(株)日鉦ポリテック日立営業所	遠藤 恭市	A E 機器エンジニアリング(株)
加藤 清光	日立マグネットワイヤ(株)	久保木 芳雄	(株)小林製作所
山縣 司	茨城化成(株)磯原工場	門脇 勇吉	(株)カドワキ
木野内 一郎	(株)日製メックス日立オイルターミナル	小林 優	(株)産業ガステクノサービス
大内 はる江	(株)大友製作所	福田 隆	東京発電(株)茨城事業所
笹嶋 義則	日研機器(株)	鈴木 芳実	日立協和エンジニアリング(株)
鈴木 勝行	ユニマテック(株)	滑川 敬之	日立セメント(株)
片根 定夫	(株)八幡鉄工所	野内 孝子	日立エンジニアリング(株)
鈴木 健	A E リソースサポート(株)	駒木根 直義	(株)日立製作所情報制御システム事業部
島崎 茂	(株)阿部工務店	石川 幸男	(株)日立製作所情報制御システム事業部
上久保 正之	(株)日本A E パワーシステムズ国分事業所	中村 薫	日立市企業局
佐藤 典久	日立原町電子工業(株)	木村 高陽	日立設備エンジニアリング(株)
中里 厚	日立製線(株)	小林 由治	日本ケミコン(株)高萩工場
喜多 明弘	(株)日立茨城テクニカルサービス	三浦 啓二	ムサシノガイギー(株)
丸山 歩	(株)小澤鐵工所	渡辺 辰雄	日立ホーム&ライフソリューション(株)
横山 光一	(株)日立エレクトリックシステムズ	矢代 義和	日立ホーム&ライフソリューション(株)
土田 均	東日本ダイケンプロダクツ(株)	鈴木 重	日立電線ファインテック(株)
佐藤 豊	自動車鋳物(株)北茨城工場	宮内 廣幸	(株)ジーエス茨城製作所
小野寺 育夫	大生工業(株)	山田 義明	日立電鉄(株)
大高 勝昭	日立電線機器(株)		

日立労働基準監督署人事異動（平成17年4月1日付）

監督署からのお知らせ（5）8面



業務課長 上久保 武司

茨城労働局労働基準部労災補償課から赴任してまいりました。日立署での勤務は三回目となります。前回二回は労災業務を担当しており何かとお世話になりました。今回は業務課配属ですので会員の皆様と直接お会いする機会は少ないと思いますが、微力ながら皆様のお役に立ちたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

第三方面 産業安全専門官 深津 直哉
茨城労働局総務部企画室より赴任してまいりました。第三方面で安全衛生業務を担当いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第一方面 労働基準監督官 矢島 進介
静岡労働局清水署から赴任してまいりました。茨城は、学生時代を過ごした思い出深い土地であり、懐かしさで一杯です。県北地域はあまりなじみがありませんでしたが、日立から北茨城にかけての海岸線の美しさに早くも魅了されています。皆様のお役に少しでも立てるよう職務に全力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。

労災課 厚生労働事務官 小室 達也
鹿島労働基準監督署から赴任してまいりました。日立署の勤務は、平成七年に安全衛生業務を担当していた時以来二度目となりますが、今回は労働保険業務を担当しております。微力ながら皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

業務課 厚生労働事務官 吉川 祐太郎
新規採用でこの日立労働基準監督署に勤務することになりました。仕事については分からないことばかりで皆様にご迷惑をおかけしてしまう事が多々あると思いますが、いち早く仕事を覚え、お役に立てるよう日々努力してまいりますので、よろしく願います。

この他、前業務課長川井信一が労災課長に、前第一方面の労働基準監督官池田英徳が第三方面に異動になりました。

雇用管理に関する個人情報の取扱いについて

本年4月1日より「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が全面的に施行されましたが、雇用管理の分野においては、厚生労働大臣が「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置に関する指針」を策定しております。

雇用管理の分野における個人情報は、個人の健康情報、収入や家族関係といった特殊性を含むものも多いことに鑑み、以下の項目について、その適正な取扱いを企業に要請しています。

- ・ 収集する個人情報の利用目的を具体的に特定すること
- ・ 個人データ管理者を選任するなどの安全管理措置を講ずること
- ・ 個人データを適切に管理するために、従業員に対する適切な監督を行なうこと
- ・ 個人データの取扱いについて委託する場合に委託先に対し必要な監督を行うこと

また、雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについては、平成16年10月29日付け基発第1029007号労働基準局長通知にて、以下の項目が示されております。

- ・ 事業者が医療機関・健康保険組合から労働者の健康情報を収集する必要がある場合、情報を取得する目的を明らかにして労働者本人の承諾を得ること。
- ・ 産業保健従事者以外の者に取扱わせる健康情報は、利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、適切に加工すること。
- ・ 事業場内において労働組合等へ協議した上で、健康情報の取扱いに関する規程を作成することが望ましいこと。
- ・ HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染する可能性の低い感染症や色覚異常等の遺伝情報については労働者から取得すべきでないこと。

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置に関する指針」に関する詳しいお問合せは、茨城労働局総務部企画室（電話029-224-6212）まで
（茨城労働局ホームページアドレス ▶ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>）

石綿障害予防規則の制定について

石綿は、従来から特定化学物質等障害予防規則の第2類物質として、製造、取扱い作業についての規制を行ってきたところです。産業界では、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、多くは建材として使用されてきましたが、今後建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い、解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

石綿含有製品のうち、建材、摩擦材及び接着剤については、すでに製造、使用等が禁止されていますが、今後は建築物の解体等の作業が中心となり、事業者を求める措置内容が特定化学物質等障害予防規則に定める他の化学物質とは大きく異なることから、新たに建築物の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則を制定し、石綿による健康障害防止対策の一層の推進を図ることとしました。

建築物、工作物等の解体、改修等の工事を直接行う事業者に対し、使用する労働者への石綿ばく露防止措置が義務付けられているとともに、対策の実効を期するために、建築物の所有者、管理者にも一定の措置が求められており、平成17年7月1日から施行されます。

対象により、実施すべき項目が異なっていますので、下記の表を参考にしてください。実施すべき事項についての詳細は、別途、日立労働基準監督署第3方面までご相談ください。

建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制体系

実施すべき事項	解体等の対象	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			
		石綿等が吹き付けられた建築物等		石綿等が張り付けられた建築物等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)	、 以外の建築物等
		耐火建築物又は準耐火建築物	その他		
事前調査					
作業計画					
計画の届出					
作業の届出					
特別教育					
作業主任者					
保護具等					
潤湿化					
隔離					
作業者以外立入禁止					
関係者以外立入禁止					
注文者の配慮					

は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材をさしています。

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井/壁 内装材	スレートボード、ケイ酸カルシウム板第1種、パルプセメント板
天井/床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁/軒天井 外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、ケイ酸カルシウム板第1種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、ケイ酸カルシウム板第2種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

あなたの保護帽は大丈夫ですか！！**保護帽使用上の留意事項****保護帽の種類！**

使用区分(種類)	機能	構造
飛来・落下物用	飛来物又は落下物による危険を防止又は軽減する	帽体・着装体・あご紐をもつもの
飛来物・落下物 用・墜落時用	飛来物又は落下物による危険及び墜落による危険を防止又は軽減する	帽体・着装体・衝撃吸収ライナー・あご紐をもつもの
飛来物・落下物 用・電気用	飛来物又は落下物による危険を防止又は軽減し、 頭部感電による危険を防止する	帽体・着装体・あご紐をもち、帽体が充電部に 触れた場合に感電から頭部を保護できるもの
飛来物・落下物 用・墜落時用・ 電気用	飛来物又は落下物による危険及び墜落による危険 を防止又は軽減し、頭部感電による危険を防止す る	帽体・着装体・衝撃吸収ライナー・あご紐をもち、 帽体が充電部に触れた場合に感電から頭部 を保護できるもの

- ・ 検定合格した正しい製品を使用する！
保護帽は厚生労働省の規格に適合したものを使用してください。
この規格に検定合格したものには【労・検】のラベルが必ず貼ってありますので、これを確認し、作業に合ったものを使用してください。
- ・ 保護帽は消耗品！定期的に交換する！
保護帽の殆どがプラスチック製で、紫外線にさらされることにより劣化が進みます。
このため、一定期間使用したものは、外観に異常が認められなくても交換をする必要があります。
具体的には、
・ ポリカーボネイト(PC)、ABSなどの熱可塑性樹脂製の保護帽は3年程度
・ FRPなどの熱硬化樹脂製のものは、5年程度
また、保護帽の中に取り付けられている装着体は、1年程度が耐用年数の目安とされています。
- ・ 点検・確認！
ベテランの作業員ほど、使い込んだヘルメットを被っている傾向があります。長く使うほど性能は低下します。点検で異常があるものは即時交換が必要です。

労働相談 Q and A**派遣労働者の時間外労働**

- Q** 当社では、派遣労働者をこの4月から受け入れています。
派遣労働者についても、時間外労働をしてもらうことがあるのですが、派遣労働者に係る時間外労働・休日労働に関する労使協定（以下36協定とする）は、当社で結ぶのでしょうか。それとも、派遣元である派遣会社で36協定を結ぶのでしょうか。
また、派遣労働者に時間外労働を行なわせる場合、気をつけなければならない点がありましたら、教えてください。

- A** 派遣労働者についての36協定については、派遣元で締結することとされています。
したがって、派遣労働者に行なわせることが出来る時間外労働は派遣元である派遣会社で締結された36協定の範囲内となります。

以下、労働基準法等で使用者に課せられている義務が、派遣元にあるのか、派遣先にあるのか、考えてみましょう。労働基準法等の労働者保護法規については、労働者と労働契約関係にある事業主（使用者）に原則的に措置義務を課しています。

派遣労働者についても、この原則は当てはまりますので、その者と労働契約を締結している派遣会社が責任を負うことが基本となります。しかし、派遣労働者に関しては、直接の労働契約関係にない派遣先の事業主の指揮命令の下、派遣先の設備、機械等を利用して就業しているため、派遣会社の事業主に責任を負わせることの困難な事項もあります。そのため、派遣先の事業主に責任を負わせることが適当な事項については、労働者派遣法の中で派遣先の事業主にその責任を負わせる旨、特例を設けています。

その特例によりすると、法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えて労働させてはならない責任、あるいは36協定で定めた時間外労働の限度を超えて労働させてはならない責任は派遣先にあると定められています。

一方、労働基準法第36条において定められた36協定の締結については、派遣会社で締結することが定められています。

したがって、派遣労働者に時間外労働を行わせる場合は、派遣会社にその派遣労働者に係る36協定の内容を確認し、その範囲内で時間外労働を行わせることとなります。派遣会社で36協定を締結していない場合は、当然、時間外労働を行わせることはできません。

なお、派遣会社で「特別条項付の協定」を締結していた場合、一定の手続を踏めば、限度時間を超え、特別条項で定めた範囲まで時間外労働を行わせることができますが、限度基準を超える場合の手続についても、あくまで、派遣会社において行う必要がありますので、派遣会社に手続をしてもらう必要があることに留意してください。

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について

労働災害発生状況

平成17年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	4 (+1)	317 (-1)	0 (±0)	19 (-8)
建設業	3 (-3)	156 (+26)	0 (-2)	15 (+4)
運輸・貨物業	5 (+1)	131 (-31)	1 (+1)	5 (-7)
その他の業種	6 (+4)	309 (-39)	1 (±0)	8 (-11)
合計	18 (+3)	913 (-45)	2 (-1)	47 (-22)

()内は前年同期との差

交通労働災害発生状況

平成17年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	1 (+1)	3 (-5)	0 (±0)	1 (±0)
建設業	0 (±0)	10 (+4)	0 (±0)	0 (±0)
運輸・貨物業	5 (+2)	14 (-5)	1 (+1)	0 (-3)
その他の業種	3 (+1)	28 (-3)	0 (-1)	0 (-1)
合計	9 (+4)	55 (-9)	1 (±0)	1 (-4)

()内は前年同期との差

死亡労働災害発生状況

なお、以下のとおり6月になってさらに死亡災害が発生し、死亡件数は合計3件になっています。昨年は7件発生しており、これ以上死亡災害を発生させることがないよう、労働災害を絶対に起こさないという強い決意の下、万全の対策をお願いします。

平成17年6月20日現在

発生日等	業種	災害発生状況
1月7日 47歳 男性・運転者	砕石業	採石場内の岸壁付近で、重機(ブレーカー)を使い岩石の小割り作業をしていた際、突然岸壁が17メートル上部より崩れ落ちその中の約20トンの岩石が重機の運転席を直撃した。
1月27日 39歳 男性・運転者	道路貨物運送業	トラックを運転中、交差点で信号停止していた別の大型トラックに追突し、運転席にはさまれた。
6月7日 29歳 男性・作業員	土木工事業	つり上げ荷重2.93トンのトラッククレーンを使ってコンクリートブロックをつり上げたが、アウトリガーを最小位置までしか張り出さずに作業を行ったために車体が傾き、当該クレーンの車体とそばに置いてあった別のコンクリートブロックとの間にはさまれた。

ハローワークからのお知らせ

育児休業給付・介護休業給付がわかりました。

平成17年4月1日(施行日)より

育児休業給付関係

育児休業給付の支給対象となる期間の延長

保育所における保育の実施が行われないなどの理由により子が1歳に達する日以後の期間についても育児休業を取得する場合、1歳6ヶ月に満たない子を養育するための休業期間についても育児休業給付の支給対象となります。

期間雇用者への育児休業給付の適用

期間雇用者も育児休業の取得が可能となったことに伴い、このうち一定の要件をみとす方が育児休業給付の対象となります。

育児休業給付の支給額の算定方法の変更

育児休業の終了日の属する支給対象期間についての支給額の算定方法が変更されます。

介護休業給付関係

介護休業給付金の複数回支給

同一家族に係る介護休業を複数回取得できる場合については、一定の条件でその休業期間について、介護休業給付金の支給が行われるようになりました。

期間雇用者への介護給付の適用

期間雇用者も介護給付の取得が可能となったことに伴い、このうち一定の要件をみとす方が介護休業給付の支給対象となります。

介護休業給付金の支給額算定方法の変更

介護休業の終了日の属する支給対象期間についての支給額の算定方法が変更されます。

お問い合わせ等は **ハローワーク日立 (21)6441**

雇用保険課

新規学校卒業者対象求人申込み等の手続きは、下記のとおりです。

事項	学校				
	中学校	高等学校	職業能力開発校 (産業技術専門学校)	大学・短大・高専・ 専修学校	
求人申込み・ 求人連絡等	求人票	中卒用求人票	高卒用求人票	学院用求人票 (他県へは一般求人票)	大卒用求人票
	求人申込開始時期	6月20日以降		1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	3月1日以降
	申込先	求人者管轄ハローワーク		各産業技術専門学校 (他県へはハローワークへ)	ハローワーク及び各大学
	作成要領	職種別を作成			職種別を作成
	提出部数	1部	1部	1部	1部
	求人連絡	7月1日以降 各ハローワークが行う	7月1日以降 各事業所が連絡する	6月20日以降 (他県へはハローワークが)	4月1日以降 各ハローワークが行う
推薦(紹介)	1月1日以降 各ハローワークが行う	9月5日以降 応募書類を学校から企業に 送付	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	7月1日以降 各校にて自主的決定	
応募書類	全国統一応募書類 上記以外の求人者独自の用紙は、一切認められません。	全国統一応募書類	学院用応募書類	各大学の所定の様式市販履歴書及び大学等証明書	
選考開始日	1月1日以降	9月16日以降	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	採用内定は10月1日以降	
採否通知	選考後はできるだけ速やかに採否を決定				
	採否結果通知書は、事業所管轄安定所及び求職者の管轄安定所へ送付、不採用者の応募書類は、求職者の管轄安定所へ送付する。	採否結果の通知は、学校及び受験生に各1通作成し、学校へ送付、不採用の場合は、その理由を具体的に明記し応募書類とともに学校に送付する。			

高卒用求人についてはフロッピーによる求人受理も可

(<http://job.koukou.gakusei.go.jp>)にアクセスし、求人データの入力フォームをダウンロードして使用)

平成17年度 協会行事等の紹介

- (1)全国労働衛生週間説明会
9月2日(金) (詳細後報)
- (2)労働条件実務研修会(仮称)
9月中に開催 (詳細後報)
目的 労働関係の基本的知識の習得
内容 ・労働基準法の概要
・監督署に寄せられた質問等をQ & A方式で解説
- (3)安全担当者実務講習会(仮称)
10月中に開催 (詳細後報)
目的 安全衛生関係報告書の記入方法等の習得
内容 ・健康診断に関する報告書の記載方法
・労働者死傷病報告の記載方法
・監督署に寄せられた質問等を紹介解説
- (4)茨城県産業安全衛生大会
10月4日(火) 水戸市民会館
- (5)全国産業安全衛生大会
10月26日～28日 開催地 広島
- (6)安全衛生研修会
11月25日(金) (詳細後報)
例年通り半日研修とする。
・安全衛生優良事業場見学
・専門講師による特別研修
・参加者交流会
- (7)改正労働安全衛生法説明会
平成18年1月に開催(詳細後報)
- (8)中間役員会
平成18年1月27日(金)(詳細後報)

今後の講習・教育等開催案内(8月以降)

	種 別	開 催 日			
技 能 講 習	玉掛け	8/4～6	10/6～8	12/1～3	2/2～4
	特定化学物質等作業主任者	8/10～11	1/18～19		
	有機溶剤作業主任者	9/7～8	11/9～10	2/8～9	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/24～27	10/12～14	12/7～9	
	ガス溶接	9/16～17	2/17～18		
	フォークリフト運転(学科)	10/3	11/15	1/11	
特 別 教 育	アーク溶接	11/18～19			
	クレーン運転	10/21～22			
	研削といし	2/23～24			
	プレス・シャー	12/16～17			
	電気(低圧)取扱業務	9/12～13			
	粉じん作業	8/30			
講習会	職長教育	9/28～29	11/28～29	1/24～25	3/1～2

1. 学科の会場は全種目(社)日立労働基準協会の2階教室です。
2. 開催日は講師及び会場の都合等により変更になることもあります。